

VAT 法日本語訳（仮訳）

※ 本翻訳は、JICA の長期専門家（税務アドバイザー）の執務参考用に作成したものであり、ラオス人民民主共和国の政府、財務省税務局及び関係機関並びに JICA 及びその関連者などが、その精度を保証するものではありません。

適用にあたっては、ラオス語の原文にあたっていただくようお願いします。本仮訳の直接の適用によって損害等が発生しても、長期専門家及び JICA など是一切の責任を負いません。

なお、仮訳中「ラオス人民民主共和国」については、翻訳の便宜上「ラオス国」に統一してあります。

ラオス国
平和・独立・民主主義・統一・繁栄

主席

第 207 / 主席
首都ビエンチャンにて、2018 年 08 月 06 日

付加価値税法
(改正版)
の公布に関する
ラオス国主席による法令

- ラオス国の憲法（2015 年改正版）第 VI 部 第 67 条 第 1 項により、
- 付加価値法（改正版）の承認する国民会議における 2018 年 06 月 20 日付けの決議第 089 / NA 号により
- 第 09/委員会 2018 年 07 月 18 日付けの常設委員会からの提案書により、

ラオス国
主席は次の法令を公布する：

第 1 条：付加価値税法（改正版）を公布する。

第 2 条：本法令は、署名されたその日付より発効する。

ラオス国主席

[署名および捺印]
ブンヤン・ヴォラチッ

ラオス国
平和・独立・民主主義・統一・繁栄

国民議会

第 089 / NA 号
首都ビエチャンにて、2018 年 06 月 20 日

付加価値税法
(改正版)
の採択に関する
ラオス国国民会議における決議

ラオス国 憲法(2015 年改正版)第 53 条第 1 項、ならびに国民議会法(2015 年改正版)第 11 条 1 項に基づき、
第 V 次通常国民議会における第 8 会期における国民会議 2018 年 06 月 20 日午前の集会において付加価値税法(改正版)に関して幅広く、そして詳細なる検討を実施した結果、

国民議会は本会期において次に関する合意に達した:

- 第 1 条: 付加価値税法(改正版)を過半数の投票により採択する。
第 2 条: 本決議は、署名されたその日付より発効する。

国民会議議長

[署名および捺印]
パニー・ヤートトウ

国民議会

第 48 / NA 号
首都ビエンチャンにて、2018 年 6 月 20 日

付加価値税法 (改正版)

第 I 部 総則

第 1 条 (訂正版) 目的

本法は国家予算の歳入増加、地域的及び国際的な統合の環境醸成並びに国家的な社会経済の発展への貢献を目的とし、製造、事業運営、投資及び投機、商品やサービスの供給を推進するように付加価値税法が効率的に適用されることを担保するために、付加価値税の管理及び検査に関する原則、規定、方法及び手段を定義するものである。

第 2 条 (改正版) 付加価値税

付加価値税とは、商品の輸入並びに国内で提供された商品及びサービスにより増加した価値に基づいて課される税であり、最終消費者が負担するものである。

第 3 条 (改正版) 定義

本法において使用される用語については以下の通り定義する。

1. 「商品」とは、有形及び無形のもので動産及び不動産を含み、物やサービスの製造、提供又は交換において利用可能なものをいう。
2. 「輸出」とはラオス国から経済特別区を含む他国に対する商品の譲渡をいう。
3. 「輸入」とは、経済特別区を含む他国からラオス国に対する商品の譲渡をいう。
4. 「商品の提供」とは、無償での贈与及び自己消費を含み、現金及び現金に相当する利益を対価として行う、他者に対する商品及び商品の使用権の譲渡及び引渡しをいう。

5. 「サービスの提供」とは、現金並びに設備及び車両を含む現金に相当する利益を対価として行う商品の提供以外の行為で、自ら又は他者に役務を提供することをいう。
6. 「付加価値納税義務者」とは、ラオス国内にて個人的に又は自らのために消費する目的で商品を輸入し、又は商品及びサービスの購入をする個人、法人又は組織をいう。
7. 「付加価値税納税者」とは、自ら又は他者へ供給するために、輸入並びに商品及びサービスの購入に係る付加価値税を支払い、付加価値税制度の下に登録される個人、法人又は組織をいう。
8. 「アウトプット付加価値税」とは、商品及びサービスの購入者により支払われ、商品及びサービスの供給に課される付加価値税の金額をいう。
9. 「インプット付加価値税」とは、付加価値税納税者が事業活動において使用する商品の輸入並びに国内における商品及びサービスの購入に対して支払う付加価値税の金額をいう。
10. 「付加価値税申告及び支払期間」とは、付加価値税納税者が一定の期間において行った事業活動に関連して全ての付加価値税を申告及び納税する義務を負う期間をいう。
11. 「非居住者」とは、ラオス国内に住居、生活又は事業の運営を実施する恒久的な住居を持たない者をいう。
12. 「ヒト血液」とは、ヒトに由来する血液製剤及び医療当局による品質の証明を受けている血液をいう。
13. 「国際通行」とは、ラオス国の領土を経由する旅客、商品及び物を運送するサービスをいう。
14. 「税務当局」とは、税務局、首都及び県の税務課並びに市及び郡の税務事務所をいう。
15. 「税務事務所」とは、全ての段階における税務職員及び税務当局の業務を行う仕事をいう。
16. 「税務執行者」とは、特定の場所又は業務に関する任務を遂行するために任命された税務職員をいう。

第4条 付加価値税に関する国の方針

商品の生産及びサービスの供給並びに投資の継続的な拡充を支持及び推進し、付加価値税の申告及び徴収システムが円滑及び近代的に、平等性、透明性及び説明責任を確保できるよう発展させるため、国は付加価値税に関する方針を制定する。

国は、各期間における能力に応じて人員、予算、インフラ、車両及び必要な機器に関して、付加価値税執行のための基準及び迅速化策を策定する。

国は企業家のために付加価値税の申告及び納税に関して望ましい環境を構築する。

第5条（改正） 付加価値税の実施原則

付加価値税の実施においては以下の原則が適用される。

1. 国内全域において中央集権的で画一的な執行を確保する。
2. 商品の製造、サービス及び投資の継続的な推進を確保する。

3. 近代的、円滑性、迅速性、平等性、透明性及び説明責任を確保する。
4. すべての利害関係者との協力を確保する。
5. ラオス国が当事者となっている協定及び国際約束の義務を遵守する。

第6条 個人、法人及び組織の義務

ラオス国において商品及びサービスを消費する個人、法人及び組織は、本法の定める所によって付加価値税を納付する義務がある。

第7条 適用範囲

本法は、ラオス国において商品及びサービスを消費し、企業活動を行う国内又は国外の個人、法人及び組織に適用する。

第8条 国際協力

国は、情報の収集並びに交換、学習、技能、近代的技術の使用、人材育成、ラオス国が当事者となっている条約及び国際約束の適用によって、付加価値税活動に関する外国、地域及び国際的な関係及び協力を拡充し推進する。

第 II 部

基本的な付加価値税制度

第9条（新規） 基本的な付加価値税制度

基本的な付加価値税制度は以下のとおり。

1. 付加価値税の徴収
2. 付加価値税の計算
3. 付加価値税の控除及び還付
4. 付加価値税の申告及び納税
5. 付加価値税制度への登録と登録解除
6. 帳簿の整備及び請求書発行
7. 未払い付加価値税に関する調査及び管理

第1章

付加価値税納税の徴収

第 10 条（改正版）付加価値税納税の徴収者

付加価値税の徴収者は、付加価値税制度において事業活動をする個人、法人及び組織、税関、並びにラオス国の法律に基づく企業登記をしていない居住者又は非居住者から商品及びサービスの提供を受ける消費者を含むものとする。

第 11 条（改正版） 付加価値税課税対象活動

付加価値税が課税される活動は以下のものである。

1. 商品の輸入。
2. 付加価値税制度に登録された個人、法人及び組織がラオス人民共和国国内において行う商品及びサービスの提供。
3. ラオス国非居住者又はラオス人民共和国の法律に基づいて設立されていない企業がラオス人民共和国国内において行うサービスの提供。
4. ラオス国経済特別区において設立された企業が、ラオス人民共和国内の経済特別区外で行うサービスの提供。
5. 電子的なシステムを通して行われる商品及びサービスの提供。

第 12 条（改正版）付加価値税の非課税対象となる活動

付加価値税の非課税対象となる活動は以下のものである。

1. 輸入商品

- 1.1 動物用飼料及びワクチン製造に使用される全ての種類の作物の種、繁殖用の動物、動物の精子、ワクチン、ワクチン及び動物の精子保存用の設備及び液体窒素、動物用飼料並びに原材料。
- 1.2 肥料の生産において使用される原材料、農産処理製品及び有機肥料、化学肥料並びに生態系並びに人間及び動物の健康及び生命に対して危険性がない肥料及び殺虫剤。
- 1.3 農業において使用される機材および機器。
- 1.4 輸出用の製造で使用する原材料、鉱物、設備及び付属品。
- 1.5 ラオス国内で供給又は製造できない原料及び設備並びに固定資産として直接製造に使用される機械。
- 1.6 政府組織による研究、試験、科学的分析のための化学品。
- 1.7 税の印紙及び郵便切手。
- 1.8 国内及び国際の航空輸送で使用される航空機及び機材。
- 1.9 国際航空輸送で使用される燃料その他の石油。

1. 10 ラオス国に所在する大使館及び国際組織による公用若しくは協定、条約又は関係省庁による（事前の）承認された商品。
1. 11 関連省庁が許可した研究機関及び研究所において使用される学習又は教育用の教材及び近代的な学習又は教育機器。
1. 12 紙幣を担保するための金塊及び紙幣の輸入並びにラオス国の中央銀行又はそれにより認可されている者が紙幣を発行するための紙及び金属の輸入。
1. 13 動物用医薬品、動物移植用の人工臓器。
1. 14 伝統的な薬剤、ヒト移植用の人工臓器及びヒト血液並びに患者、身体障害者及び高齢者用の補助機器。
1. 15 病院及び保健所における公共サービスのための医療機器及び医療器具並びに診断機器。
1. 16 消防車、救急車、修理設備を搭載した車両、野外テレビ、ラジオ放送車両及びその他専門的車両など、専門的な業務及び公共の利益に資する車両。
1. 17 管理業務に使用される車両を除く、国防及び公安の活動に使用される車両。
1. 18 相続した遺産を除き、国外における業務を遂行した学生、公務員及び外交官並びにラオス国内に永住を希望する外国人が個人的に所有する、関税法に基づいて指定された所有物。
1. 19 政府が他国と締結した合意及び契約に規定された無償事業に供給される商品。

2. 国内における商品又はサービスの提供

2. 1 未加工若しくは皮剥き、粉碎、種抜き又は製粉などの予備処理のみ施されている農産物。
2. 2 一頭丸ごと又は体の一部の場合を含み、生死の如何を問わないあらゆる種類の動物で、無処理で生のもの又は防腐の予備処理が施されているもの。
2. 3 植林並びに産業用果実及び医療用樹木の農園に用いる資材。
2. 4 全種類の農産物の種、繁殖用の動物、動物用飼料及びワクチン並びに動物用飼料又はワクチン生産のための原材料。
2. 5 肥料の生産に使用される原材料、農産処理製品、有機肥料及び化学肥料並びに、生態系並びに人間及び動物の健康及び生命に対して危険性がない肥料及び殺虫剤。
2. 6 国際航空運送を提供する航空機にかかる商品。
2. 7 農業活動において使用される機械及び機器。
2. 8 輸出用の製造において使用される原材料、設備及び部品。
2. 9 税の印紙及び郵便切手。
2. 10 国際通行の運送。
2. 11 関連省庁が許可した研究機関及び研究所において使用される学習又は教育用の教材若しくは近代的な学習又は教育機器。
2. 12 政治的政策を啓蒙し政治的義務を果たす、認可された新聞、政治的雑誌並びに非営利なテレビ及びラジオ番組。
2. 13 保育園、幼稚園、小学校、中学校、職業学校、短期大学、学会、大学及びスポーツ学校などにより提供される教育サービス。

- 2.14 ラオス国の中央銀行が認可した商業銀行及び金融機関が行う、預金及び貸付利子、振込手数料、為替手数料並びにその他の金融取引。
- 2.15 上場株式への投資にかかる利益、株式市場のサービス、株式売買の仲介を行う機関のサービス及びその他株式に関するサービス。
- 2.16 健康保険、生命保険、家畜保険及び植樹保険。
- 2.17 ヒト又は動物の検査、治療及び診断。
- 2.18 動物用医薬品、動物移植用の人工臓器。
- 2.19 伝統的な薬剤、ヒト移植用の人工臓器及びヒト血液並びに患者、身体障害者及び高齢者用の補助機器。
- 2.20 病院及び保健所における公共サービスのための医療機器及び医療器具並びに診断機器。
- 2.21 政府が他国と締結した合意及び契約に規定されたプロジェクトに供給される商品及びサービス。財務省は関連機関と協力し、付加価値税非課税となる商品及びサービスの詳細な一覧表を策定する。

第13条（新規）付加価値税課税対象となる商品及びサービスの提供場所

付加価値税課税対象となる商品及びサービスの提供場所は、ラオス国内の商品又はサービスが提供された以下の場所をいう。

1. 商品の提供場所

- 1.1 商品の提供にあたって運送されなかった商品は、商品提供時に実際に商品が存在した場所。
- 1.2 商品の提供にあたって提供者又はその代理人によって運送された商品は、商品の発送地。
- 1.3 商品の提供が提供者又はその代理人による設置又は組立を含む場合は、商品が設置又は組立てられた場所。
- 1.4 付加価値税納税者又は代理人によって、居住者又はラオス国の法律に基づいてラオス国で設立された購入者へ輸送及び輸入される前に付加価値税納税者により国外で提供された商品は、ラオス国内。
- 1.5 ラオス国国内で提供され提供者又は購入者が国外又は経済特別区へ運送した商品は、ラオス国内。
- 1.6 輸入者が輸入税申告をする前に提供された商品は、ラオス国内。

2. サービスの提供場所

以下のときはラオス国においてサービスの提供があったものとする。

- 2.1 サービスの提供を受けた者が、ラオス国内に通常の居所を有する場合又はラオス国の法律に基づいて登記されているとき。
- 2.2 サービスの提供者が居住者であるか否か、又はラオス国の法律に基づいて設立されたか否かに関わらず、コンサルタントサービスがラオス国の情報に関連するとき。

- 2.3 ラオス国内に所在する不動産に関連するサービス、例えば意匠、建設、保守、修理、サービス又はその他の活動の提供を受けたとき。
- 2.4 車両、船、船舶及び航空機を含む、動産又は企業資産の賃貸で、それらの物品が実際にラオス国内で使用されているとき。
- 2.5 旅客又は商品の運送サービスで、実際のサービスがラオス国内で実際に行われるとき。
- 2.6 文化、芸術、スポーツ、科学、教育及びそれに類似する活動に関連サービス又はそれに付随するサービスで、それらの活動を主催するサービスを含むサービスを提供するとき。
- 2.7 サービスの提供を受ける者がラオス国内にどうかに関わらず、郵便又は電気通信のサービスで、それらのサービス提供者がラオス国の法律に基づいて設立されているとき。
- 2.8 パッケージとして販売される旅行サービスで、ラオス国内で発生するとき。

第2章 付加価値税の計算

第14条（改正版） 付加価値税の計算方法

付加価値税の計算方法は、付加価値税の課税金額に付加価値税率を乗ずるものとする。

第15条（改正版） 付加価値税課税金額

付加価値税の課税金額は以下のとおりとする。

1. 輸入商品は、実際取引原価（CIF 価格）に（適用される場合は）関税及び物品税の額を加算した額とする。
2. 国内における商品及びサービスの提供は、商品又はサービスの価額に（適用される場合は）物品税の額を加算し、付加価値税の額を除いた額とする。
3. 非居住者又はラオス国の法律に基づいて設立されていない者が提供したサービスは、実際のサービスの価額から付加価値税の額を除いた額とする。
4. 非居住者又はラオス国の法律に基づいて設立されていない者が提供する商品及びサービスは、実際の商品及びサービスの価額から付加価値税を除いた額とする。
5. 付加価値税制度に登録されていない者については、実際の取引原価（CIF 価格）に（適用がある場合は）関税及び物品税の額並びに粗利益の額を加算した額とする。
6. 自己消費、交換又は無償譲渡については、商品及びサービスの実際の価額若しくは市場価格に、（適用がある場合は）物品税の額を加算した額とする。
7. 電子的なシステムを通じた商品及びサービス提供は、実際の商品及びサービスの価額に（適用がある場合は）物品税の額を加算した額とする。

付加価値税納税者に副収入がある場合、当該副収入の額は付加価値税の課税金額に含まれるものとする。外貨建ての収入については、その時点のラオス国中央銀行の為替相場に基づいてラオスキープに換算するものとする。

第 16 条 付加価値税課税金額の調整

付加価値税の課税金額は、以下の場合に調整できるものとする。

1. 顧客から商品又はサービスを部分的又は全て返却された場合。
2. 付加価値税納税者が購入後に、購入した商品又はサービスをキャンセルした場合。
3. 付加価値税納税者が購入後に、商品又はサービスに割り引きし、又は増額した場合。

前述の場合における付加価値税課税金額の調整は、提供者が付加価値税のインボイスを発行し、当該付加価値税を法律に従って申告している場合にのみ適用可能となる。

第 17 条（改正版） 付加価値税の税率

付加価値税の税率は以下のとおりとする。

1. 輸入された商品、並びに商品及びサービスの提供についてはラオス国内で適用される付加価値税の税率は 10%とする。
2. 外国へ輸出する商品については、付加価値税の税率は 0%とする。

第 18 条（改正版） 付加価値税の計算及び徴収の期限

付加価値税の計算及び徴収の期限については、以下のとおりとする。

1. 外国から輸入した商品は、税関申告が実施される時。
2. 国内において提供された商品及びサービスは、商品及びサービスが提供された時。
3. 自己消費又は無償譲渡された商品及びサービスは、実際に使用された時若しくは所有権の移転又は引渡しの時。
4. 非居住者若しくは居住者であるものの、ラオス国の法律によって設立されていない、個人、法人又は組織より提供されるサービスは、支払いの時。

第 19 条 付加価値税の追徴期限

税務執行者は、全額が支払われていないと考えられる付加価値税について、正確で十分な証拠が発見されてから、3年間追徴することができる。

追徴された付加価値税は、税務執行者が催告書を発行してから 15 日間以内に支払われるものとする。

第3章 付加価値税の控除及び還付

第20条（新規） 付加価値税の控除

付加価値税の控除とは、付加価値税納税者に対してのインプット付加価値税の返還をいう。

第21条 インプット付加価値税を控除できる者

インプット付加価値税の控除できる者は、付加価値税納税者で本法第22条及び第23条で定義されている要件を正確かつ完全に満たす者をいう。

第22条（改正版） 控除できるインプット付加価値税

控除できるインプット付加価値税は、製造、ビジネス活動又はサービスに直接に使用され、付加価値税が課税されるものにかかるインプット付加価値税とする。

第23条（改正版） インプット付加価値税を控除するための要件

インプット付加価値税を控除するための要件は以下のものである。

1. 付加価値税納税申告書を毎月定期的に提出しており付加価値税制度下において事業を営んでいる個人、法人又は組織であること。
2. インボイス、領収書、債権債務の通知書及びその他の書類を含む、正確で完全な証明書類を保管していること。
3. インプット付加価値税は、インプット付加価値税が発生した月から控除しなければならない。3か月以内に控除が完了しない場合、還付を請求することができる。

付加価値税制度下において事業を営んでいる個人、法人及び組織の年間の売上げが4億キープ以下の場合、財務省より定められるみなし仕入率で控除することができる。

自然資源及びエネルギー事業に従事する企業にかかる付加価値税の控除は、別途の規定により定められる。

第24条（改正版） 控除の対象とならないインプット付加価値税

控除の対象とならないインプット付加価値税は、商品の輸入並びに商品及びサービスの購入の際に支払われた以下の付加価値税である。

1. 付加価値税の非課税対象となるものに関連するインプット付加価値税。
2. 既に控除及び還付されたインプット付加価値税。
3. 本法第 22 条及び第 23 条において定義された要件を正確かつ完全には遵守していないインプット付加価値税。
4. 付加価値税納税者の経費に関連する事業活動に直接用いられない商品又はサービスの購入にかかる、以下のようなインプット付加価値税。
 - 歓迎会、祝賀会、伝統的又は宗教的な儀式、豪華又は贅沢なイベント、リラクゼーション、ダンス又は娯楽、ゴルフなどのスポーツ並びに贈答品又は褒賞を含む、事業活動に直接関係しない商品又はサービスの購入。
 - 事業活動外の経費並びに事業のオーナー、株主、事業パートナー及び社員の個人の経費。
 - 証明となる書類がない若しくは不正確又は不完全な証明書しかない経費。
 - 旅費、饗応費、通信費及び広告費を含む、利潤税計算前の比例経費対象外金額に関連する経費。
 - 企業の資産として登録されていない若しくは登録されているものの、株主、取締役、マネージャ又は従業員に贈与し、若しくは事業活動に必要な数量を超えたもののように、その一部又は全部が事業活動に活用されていない不動産に関連する費用。
 - 電気、水道、燃料及びガスで、事業活動に使用していない割合の経費。
 - 付加価値税納税者の資産としての登録の有無に関わらず、パーソナルコンピューター、ノートコンピュータ、タブレット、携帯電話に関連する経費。
 - タバコ、アルコール飲料、全ての飲食物及びその他の製品を含む個人的に費消される商品。

第 25 条（改正版） 付加価値税の還付請求をできる者

付加価値税の還付請求は以下の者が行うことができる。

1. 付加価値税制度の下で事業を行う個人、法人又は組織で、本法の第 11 条の規定に基づき国外又は経済特別区に商品を輸出する者。
2. 付加価値税制度の下で事業を行う個人、法人又は組織で、法令に基づいて事業の合併、分割、終了又は破産した者。
3. 付加価値税制度の下で事業を行う個人、法人及び組織で、毎月控除申告をしているものの、当初申告期限から 3 か月以内に控除しきれない者。
4. 外務省により認定されている国際組織、大使館、領事館及び外交官。
5. 旅行者及び外国人観光者で、ラオス国内の国際空港を経由して出国し、国外で消費するためにラオス国内で商品を購入した者。
6. 法の定める金額を超えて納税した個人及び法人。

第 26 条（改正版） 還付対象となる付加価値税

還付の対象となる付加価値税は以下のものとする。

1. 国外に輸出される商品のための本法第 11 条により規定される事業活動にかかるインプット付加価値税。
2. 法令に基づく事業の合併、分割、停止及び破産の時点で残留していたインプット付加価値税。
3. 毎月申告をしているものの、当初の申告期限から 3 か月以内に控除が完了しなかったインプット付加価値税。
4. 超過納付付加価値税。
5. 国際機関、国際的 NGO、大使館、領事館及び外交官が国内で購入した商品にかかる付加価値税。
6. 外国人観光客及び出国する旅行者が、ラオス国外で消費するためにラオス国内において購入した商品にかかる付加価値税。

上記 5 及び 6 の付加価値税還付の手順、手続き及び要件については、別途の規定により定義される。

第 27 条（改正版） 付加価値税還付の要件

付加価値税の還付は以下の要件を満たしていなければならない。

1. 外国に商品を輸出している付加価値税制度下にある個人、法人及び組織
 - 会計法に基づいた帳簿の整備。
 - インボイスに関する法令に基づいたインボイスの使用。
 - 正確かつ完全な取引契約書及び輸出証明書の保持。
 - ラオス国内の銀行システム経由での支払い。
 - 法律に基づいた付加価値税の正確で全額の申告納税。
2. 合併、解散又は事業終了した付加価値税制度下にあった個人、法人及び組織
 - 事業契約書及び関連省庁からの事業の合併又は解散の証明書類の保持。
 - 事業終了の場合、正確かつ完全な納税義務の履行に関する証明書及び関連省庁からの事業停止に関する証明書類の保持。
3. 破産した付加価値税制度下にあった個人、法人及び組織は、書類及び裁判所による企業の破産に関する判決の保持。

資源及びエネルギーに関連する事業の付加価値税の還付については、別途の規定により定める。
還付の検討は税務当局の地方分権を遵守する。

第 28 条（改正版） 付加価値税の還付請求

付加価値税に関する還付の請求は、毎月行われなければならない、また、インプット付加価値税が発生した日から 3 か月以内に行われなければならない。

1. 商品の輸出並びに国内において商品及びサービスの提供をする付加価値税納税者については、毎月の還付請求はインプット付加価値税が発生した日から行うことができる。
2. 合併、解散事業終了又は倒産の場合は、関連省庁による文書による決定が行われてから 3 か月を超えてはならない。

第 29 条（改正版） 還付の対象とならない付加価値税

還付の対象とならないインプット付加価値税は以下の通りとする。

1. 本法第 24 条に規定される控除の対象とならないインプット付加価値税。
2. 控除又は還付の対象となるインプット付加価値税で、本法第 27 条に規定される要件を遵守しなかったもの。

第 4 章

付加価値税の申告及び納税

第 30 条（改正版） 付加価値税の申告

付加価値税の申告は以下の通り行う。

1. 付加価値税制度下にある個人、法人及び組織は、所轄の税務当局に対して翌月 15 日までに付加価値税の申告をしなければならない。
2. 商品の輸入を行う個人、法人及び組織は、輸入場所において関税の申告時点で付加価値税申告をしなければならない。

電子申告を含むインボイスの使用にかかる規定、手順、申告及び申告書式については、別途の規定により定める。

第 31 条（改正版） 付加価値税の納付

付加価値税の納付は、以下の通り行う。

1. 商品を輸入する者は、輸入場所、国庫又は国庫の口座がある銀行において納付しなければならない。
2. 付加価値税制度下にある個人、法人及び組織は、国庫又は国庫の口座ある銀行にて翌月 15 日までに毎月納付しなければならない。

3. 非居住者であってラオス国の法律に基づいて設立されていない者又は居住者であってラオス国の法律に基づいて設立されていない者から、サービスを購入する者は以下の通りとする。
 - 3.1 付加価値税制度下で事業を行う個人、法人又は組織は、付加価値税について翌月 15 日までに毎月の申告納税とともに納付しなければならない。
 - 3.2 付加価値税制度下で事業を行っていない個人、法人又は組織は、当該サービスの提供者に対する支払いの日から 15 日以内に納税しなければならない。

第 32 条（改正版） ラオス国内で設立されていない非居住者及び経済特別区で設立された居住者に対する付加価値税

ラオス国の法律に基づいて設立されていない非居住者又は経済特別区で設立された居住者からサービスを購入する付加価値税制度下にある個人、法人及び組織は、当該サービス提供者に対する支払いの時に付加価値税を計算し、本法第 31 条 2 に規定される通常の付加価値税申告時に納付しなければならない。

ラオス国の法律に基づいて設立されていない非居住者又は経済特別区で設立された居住者からサービスを購入する付加価値税制度下で事業を行っていない者は、当該サービス提供者に対する支払いのときから 15 日以内に、付加価値税を計算し納付しなければならない。

サービスの提供において付加価値税の課されていない輸入商品が使用される場合、当該商品に対する付加価値税が課税されるものとする。

第 33 条（改正版） 要納税付加価値税又は翌月繰越付加価値税

要納税付加価値税又は翌月繰越付加価値税とは、アウトプット付加価値税から控除可能インプット付加価値税を差し引いたものをいう。アウトプット付加価値税がインプット付加価値税より大きい場合、要納税付加価値税となる。アウトプット付加価値税がインプット付加価値税より小さい場合、翌月以降に控除できる翌月繰越付加価値税となる。

第 5 章

付加価値税制度の登録及び登録抹消

第 34 条（改正版） 付加価値税制度の登録

事業登録を行い、関連省庁より投資許可を所有し及び納税番号を保有する個人、法人及び組織は、零細事業者を除き、付加価値税制度の登録をしなければならない。

第 35 条 (新規) 付加価値税制度の登録抹消

付加価値税制度下で事業を行っている個人、法人及び組織は、事業廃止、倒産又は永久に事業終了した場合に付加価値税制度から登録を抹消されることがある。

第 6 章

帳簿の整備とインボイスの発行

第 36 条 (改正版) 帳簿の整備

付加価値税制度下で事業を行っている個人、法人及び組織は、会計法に基づき帳簿を整備しなければならない。

会計処理の証拠となる情報及び会計書類は、調査官及び関係当局による調査の際にいつでも提供できる状態で 10 年間保管されなければならない。

第 37 条 インボイスの発行

インボイスとは、記帳、商品及びサービスの提供、購入時の付加価値税納付、提供時の付加価値税の徴収並びに付加価値税の控除及び還付に関する証明文書である。

付加価値税制度下で事業を行う個人、法人及び組織は、インボイスに関する法令に従って、購入者に対して商品及びサービスを提供する都度、インボイスを発行しなければならない。

インボイス発行については別途の規定により定める。

第 38 条 (改正版) 会計基準及びインボイス

付加価値税制度下で事業を行う個人、法人及び組織は、会計法に定められる会計基準に従って帳簿を整備し、各期間において有効なインボイスに関する法令に定められた有効なインボイスを使用しなければならない。

第 7 章

調査及び付加価値税滞納の管理

第 39 条 (改正版) 調査

調査の目的は、付加価値税制度下で事業を行う個人、法人及び組織が義務を正確かつ完全に遵守することを担保することである。

調査は以下のとおり行われる。

1. 付加価値税制度下で事業を行う個人、法人及び組織に対して、税務事務所において行われる机上調査
2. 付加価値税制度下で事業を行う個人、法人及び組織の倉庫並びに商品及びサービスの製造又は提供場所を含む、事務所又は販売代理店の敷地において行われる実地調査。
3. 倉庫や国内の商品移動が行われる場所を含む、付加価値税制度下で事業を行う個人、法人及び組織に関連する施設における実地調査

調査は、定期的実施される場合、事前通知をして実施される場合又は緊急的に実施される場合がある。

調査を受ける納税者は調査が実施されている間、調査官に協力しなければならない。各調査の終了時には、調査官が調査を受けた納税者の同席の下、調査結果書を作成し、当該納税者にそれを一字一句読み上げるか、当該納税者に読ませた上で、証拠として当該納税者が署名を行う。

調査官は調査にあたって法を厳格に遵守しなければならない。

第 40 条 付加価値税滞納の管理

付加価値税の滞納は、以下のものを含む。

1. 申告に記載された付加価値税で、未納となっているもの。
2. 調査又はその他の場合による付加価値税で、未納となっているもの。

付加価値税滞納の管理とは、当該滞納金額を国庫へ確実に全額納付させるために、対象の納税者及び付加価値税滞納額を追跡する手続きをいう。

第 III 部

付加価値税制度下で事業を行う個人、法人及び組織並びに関連者の権利と義務

第 41 条（改正版）付加価値税制度下で事業を行う個人、法人及び組織の権利と義務

付加価値税制度下で事業を行う個人、法人及び組織の権利と義務は以下の通りである。

1. 付加価値税制度下で事業を行う個人、法人及び組織の権利は以下の通りとする。
 - 1.1 付加価値税に関する情報、データ、詳細、説明、助言を受けること。
 - 1.2 納税義務者の秘密情報の保護を受けること。
 - 1.3 法律の規定に従い、過払いした付加価値税額の還付を受けること。
 - 1.4 税務執行者、税務職員又は機関による法律違反又は不整合に対して異議を申し立てること。
 - 1.5 法律によって定められたその他の権利を行使すること。
2. 付加価値税制度下で事業を行う個人、法人及び組織の義務は以下の通りとする。
 - 2.1 適切及び完全かつ適時に、付加価値税の計算、申告及び納付を行うこと。

- 2.2 明確で正確な付加価値税の申告、計算、徴収、控除及び還付を行う責任を負うこと。
- 2.3 銀行口座、国庫及びその他金融機関の口座を税務当局に開示すること。
- 2.4 法律及び政府の決定による免税及びゼロ税率の適用を受ける付加価値税を報告すること。
- 2.5 法令の規定に従って、帳簿を整備し、インボイスを使用すること。
- 2.6 会計書類、インボイス、財務諸表並びに税金の計算及び調査に関連するその他文書を、規則に従って税務当局に提出すること。
- 2.7 税務当局の決定、命令、指示及び通知により、滞納税額及び罰金の支払を実行する。当該納税義務者が従わず税務当局と協力しない場合は、税金滞納額相当額の資産を没収又は差し押さえられることに同意しなければならない。
- 2.8 法律に従って会計文書を維持管理すること。
- 2.9 法律により定められたその他の義務を履行すること。

第 42 条 関連する個人、法人及び組織の権利と義務

個人、法人及び関連する組織の権利と義務は以下の通りである。

1. 付加価値税の計算、徴収、控除、納付及び還付について監視及び監査すること。
2. 法律に従って付加価値納税に関する秘密情報の保護を受けられること。
3. 付加価値納税制度下で事業を行う個人、法人及び組織の情報を提供すること。
4. 付加価値税違反を税務当局に通報すること。
5. 法律に従って付加価値税の関連情報を維持管理すること。
6. 役割に従って税務当局と協力及び支援をすること。
7. 法律により定められたその他の権利及び義務を履行すること。

第 IV 部 禁止事項

第 43 条 税務職員及び税務執行者の禁止事項

税務職員および税務執行者は以下のことをしてはならない。

1. 国家、税務職員又は納税義務者の秘密情報を開示すること。
2. 付加価値税に関する文書の隠蔽又は改ざん並びに税務執行の妨害。
3. 与えられた任務の怠慢および無責任。
4. 職権の乱用、暴力、威嚇賄賂の要求、催促又は受領により、個人、組織及び利益に損失を与える行為。
5. 管轄外の又は関係組織の許可なしに、税金を徴収すること。
6. 徴収された税金を国庫に納入せず、個人的な目的に使用すること。

7. 法令に違反するその他の行為。

第 44 条 納税者及び付加価値税制度下で事業を行う個人、法人及び組織の禁止事項

納税者及び付加価値税制度下で事業を行う個人、法人及び組織は以下のことをしてはならない。

1. 情報又は証拠の破棄又は改ざん、売上高の隠蔽又は過少申告若しくは納税違反者の隠匿。
2. 財務省が定める様式と不整合なインボイスの使用並びに許可されていない様式の印刷及び使用。
3. 国庫金を盗み取るための賄賂又は見返りの提供若しくは共謀。
4. 付加価値税に関する文書の改ざん。
5. 税務職員又は税務執行者を中傷し、威嚇し又は損害を与えること。
6. 法令に違反するその他の行為。

第 45 条 個人、法人及びその他組織の禁止事項

個人、法人及びその他関連組織は以下のことをしてはならない。

1. 付加価値税にかかる法令の違反行為に関する情報提供の拒否。
2. 付加価値税に関する隠蔽の共謀又は法律違反の教唆。
3. 国庫金を盗み取るための賄賂又は見返りの提供又は受領若しくは共謀。
4. 税務職員、税務執行者及び納税者への中傷、威嚇、危害を加える行為。
5. 法令に違反するその他の行為。

第 V 部

付加価値税にかかる異議申立の解決

第 46 条 付加価値税制度下で事業を行う個人、法人及び組織による異議の申立

付加価値税制度下で事業を行う個人、法人及び組織は、付加価値税の執行について法令に準拠していないと考える場合、異議申立を行うことができる。かかる申立では、催告書又は税務執行者により発行された通知書の受領日から若しくは法律と不整合とみなされる事象又は行為を認識した時点から 30 日以内に、管轄の税務執行者に直接提出しなければならない。このような申立てを受領した税務執行者は、当該申立てにかかる文書及び情報を提供するように申立人に求めることができる。

第 47 条 異議申立の解決

税務当局は、異議申立を受領した日から 30 日以内に申立てについて判断および解決するものとする。複雑な事例については期限を延長することができるが 60 日を超過して延長することはできない。

税務当局が決定した解決は事業者に対して効力を有するが、事業者に異論がある場合、事業者は 20 日以内に当該税務当局の直属の上級機関まで上申し最終判断を求めることができる。

事業者が、最上級の税務当局の解決に不満がある場合は、請願手続にかかる法律に従って訴訟を提起することができる。

税務当局は、過誤により課された超過課税額及び罰金を、直属の上級機関が決定した日から 15 日以内に返還しなければならない。

第 VI 部

付加価値税の運営および調査

第 1 章

付加価値税の運営

第 48 条 付加価値税の運営機関

政府は、関係省庁及び地域機関と連携しながら、垂直的な命令系統を用い、中心的な役割を担う直接の責任を財務省に指名することによって、付加価値税にかかる活動の運営を中央集権的かつ統一的行わなければならない。

付加価値税運営機関は以下の通りとする。

1. 財務省
2. 税務局
3. 県および首都の税務課
4. 郡及び市町村税務事務所

第 49 条 財務省の権利と義務

付加価値税の運営において、財務省の主な権利と義務は以下の通りとする。

1. 付加価値税に関する戦略的計画、政策及び法令を研究及び立案し、検討のため政府に提出すること。
2. 付加価値税に関する政策、戦略的計画、法令を計画、プログラム、プロジェクト及び執行に落とし込み、執行すること。
3. 付加価値税の法令を公表し啓蒙すること。
4. 付加価値税の関連企業に対し、付加価値税についての研修や助言を提供すること。
5. 付加価値税にかかる法律及び関係法令の執行を監督及び監視すること。
6. 技術的な運用を監督し、職員の管理及び訓練を行い、付加価値税活動の執行に必要な予算、車両及び資材を提供すること。
7. 付加価値税を担当する職員の任命、異動、解雇、報奨及び懲罰について、県および首都の知事と

協力すること。

8. 国家機関及び付加価値税に関連するその他の組織と協力すること。
9. 全国的に事業者の異議申立を解決すること。
10. 全国的な付加価値税の活動の執行に関して政府の責任を負うこと。
11. 付加価値税の活動に関して、諸外国、地域、国際社会と連携及び協力すること。
12. 付加価値税の活動の執行について、定期的に政府に対して要約し、報告すること。
13. 関連法令に規定されるその他の権利を行使し、義務を履行すること。

第 50 条 （改正版） 税務局の権利及び義務

税務局は、財務省が本法第 49 条に規定された権利を行使し、義務を履行するにあたり、財務省の統括機関として機能することとする。

第 51 条 県及び首都の税務課の権利及び義務

付加価値税の運営にあたって、県及び首都の税務課はその管轄地域における主な権利と義務として以下のものを有する。

1. 付加価値税に関連する草案段階の戦略的計画、政策及び法令を研究し意見を述べること。
2. 付加価値税の政策及び法令を自らの責任の下、公表及び啓蒙すること。
3. 企業家に付加価値税制度への加入を促進するため、関連企業に付加価値税についての研修や助言の提供を行うこと。
4. 付加価値税徴収のための県及び首都の年次計画を策定すること。
5. 法令の完全な遵守を担保するために、付加価値税徴収の運営及び調査に関する責任を財務省に対して負うこと。
6. 自らの管轄下にある郡及び市の税務事務所及び付加価値税担当の税務職員の業績を監督、管理、監視及び調査すること。
7. 優れた業務成績をあげた者への報奨及び法令の違反者への懲罰について、当該県又は首都の知事と協力して財務省大臣に対して提案すること。
8. 所轄の付加価値税を担当する税務職員の任命、移動及び解雇について、当該県又は首都の知事と協力して、財務省大臣に対して提案すること。
9. 所轄の事業者の異議申立を解決すること。
10. 上級機関の任命に基づき、付加価値税に関して諸外国と連携及び協力すること。
11. 付加価値税の活動の執行について、定期的に財務省並びに県又は首都当局に対して要約し、報告すること。
12. 関連法令に定められたその他の権利を行使し、義務を履行すること。

第 52 条 郡及び市町村税務署の権利及び義務

付加価値税の運営にあたって、郡及び市町村の税務事務所の主な権利と義務は以下の通りとする。

1. 付加価値税に関する草案段階の戦略的計画、政策及び法令を研究し意見を述べること。
2. 付加価値税に関する政策、法令及びその他の規定について、自らの管轄内において発表し啓蒙すること。
3. 企業家に付加価値税制度への加入を促進するため、関連企業に付加価値税についての研修や助言を提供すること。
4. 付加価値税の執行、運営及び徴収の責任を負うこと。
5. 自らの管轄下にある付加価値税を担当する税務職員の業績を指示、管理及び監督すること。
6. 所轄の事業者の異議申立を解決すること。
7. 付加価値税の活動の執行について、定期的に県又は首都の税務課、郡、市町村に対して要約し、報告すること。
8. 関連法令に定められたその他の権利を行使し、義務を履行すること。

第 2 章

付加価値税活動の調査

第 53 条 (改正版) 付加価値税の調査機関

付加価値税の調査機関には以下のものが含まれる。

1. 内部調査機関は、本法第 48 条に定められた付加価値税の運営機関と同じ機関である。
外部調査機関は、国民会議、県民議会、全てのレベルの政府監査及び反不正機関、国家監査機関、ラオス国家建設戦線、古戦士連盟、市民社会、マスメディア及び関連団体をいう。

第 54 条 内部調査機関の権利及び義務

内部調査機関は、法令について、付加価値税を担当する各レベルの税務職員による権利の行使及び義務の履行、付加価値税制下の事業者による権利の行使及び義務の履行を、定期的に調査する権利及び義務を有する。

第 55 条 外部調査機関の権利及び義務

外部調査機関は、付加価値税に関連する業務を効率、透明及び公正にするために、関係機関における付加価値税の執行状況の調査を含む、付加価値税を担当する税務職員の業績を調査する権利及び義務を有する。

第 56 条 調査の形態

調査には以下の通り以下の 3 つ種類がある。

1. 計画に沿って事前に定められた時期に調査を行う定期調査。
2. 計画には含まれていない調査で、必要と判断された場合に実施され、事前に通知される事前通知を伴う調査。
3. 突然の調査で、調査対象者への事前の通知が行われない緊急調査。

付加価値税にかかる活動は、厳密に法令に従って実施される。

第 VII 部

優れた業績をあげた者に対する指針及び違反者に対する措置

第 1 章

優れた業績をあげた者に対する指針

第 57 条 優れた実績をあげた者に対する指針

本法の効果的な執行に貢献している個人、法人及び組織には報奨が与えられるか又は法令に従ってその他の指針が適用される。

第 58 条 付加価値納税者に対する指針

正確、完全、適時に義務を履行している付加価値税制度下で事業を行う個人、法人及び組織に対しては報奨が与えられ、法令に従ってその事業への適切な便宜が与えられる。

第 2 章

違反者に対する措置

第 59 条 違反者に対する措置

付加価値税に関する法令に違反した個人、法人及び組織は、その違反の重大性により再教育、警告、懲戒処分、罰金並びに民事又は刑事的な措置の対象となる。

付加価値制度に登録されていない事業者に対しては、税務当局によって通知され、付加価値制度へ登録される。

第 60 条 (改正版) 付加価値税制度下で事業を行う個人、法人及び組織に対する措置

付加価値税制度下で事業を行う個人、法人及び組織が付加価値税に関する法令に違反した場合、以下の通り措置が取られる。

1. 付加価値税申告書の提出が遅れた場合は、毎月 500,000 キープの罰金が科される。
2. 付加価値税申告書に納税者番号の記載を怠った場合、違反の度に 100,000 キープの罰金が科される。
3. 本法に定められた、電話番号、事業の住所、その他の変更について税務当局に対する通知を怠った場合、違反の度に 3,000,000 キープの罰金が科される。
4. 付加価値税申告書に記載された納付すべき付加価値税を納付しない場合は、1 日当たり 0.1%の罰金が科される。
5. 会計基準に違反した場合は、会計法の規定に従った罰金が科される。
6. インボイスの不使用、不完全なインボイスの使用又はインボイスに不正確な情報を記入した場合は、インボイスにかかる法律の規定に従った措置が取られる。
7. 付加価値税の申告及び納付がされない場合は、毎月 1,500,000 キープの罰金が科される。
8. 付加価値税の対象となる商品及びサービス提供の付加価値税申告及び課税の懈怠、過少申告、控除対象とならない付加価値税の控除、付加価値税の過大控除、過大繰越付加価値税控除、計算した付加価値税の申告漏れ、閾値以下の申告など不正確な申告を行った場合は、申告漏れ付加価値税額の 50%分の罰金が科される。
9. 会計文書の不提出並びに不正確又は不完全な会計文書又は情報を提出した場合は、催告通知ごとに 1,000,000 キープの罰金が科される。
10. 調査官が任務を遂行するにあたって、協力しなかった又は妨害した場合は、違反の度に 1,000,000 キープの罰金が科される。

第 61 条 (改正版) 付加価値税滞納者に対する措置

付加価値税の滞納を有する付加価値税納税者に対しては、以下の措置がとられる。

1. 1 通目の催告通知に対しては納付すべき税金に対して 30%の罰金が科される。
2. 2 通目の催告通知に対しては納付すべき税金に対して 60%の罰金が科される。
3. 3 通目の催告通知に対しては納付すべき金額に対して 100%の罰金が科される。

付加価値税の滞納を有する者が以上の措置に従わない場合は、事業中止若しくは事業許可、投資許可又はその他の許可の取消若しくは法に従って違反の重大性に応じた懲罰が科される。

各回の催告通知は発行及び滞納を有する納税者への交付から 15 日間有効となる。

第 62 条 (改正版) 税務職員及び税務執行者に対する措置

税務職員又は税務執行者が、本法第 43 条に規定される禁止事項に違反した場合は、公務員法に従った懲戒処分又は法に従って処罰が課される。

**第 VIII 部
最終規定**

第 63 条 施行

ラオス国政府は本法を執行しなければならない。

第 64 条 (改正版) 発効

本法は、ラオス国国家主席による公布令が発出され、オフィシャルガゼットに 15 日間掲載された後、力を有する。

本法は、2014 年 07 月 23 日付けの付加価値税法 No. 52/NA に優先する。

本法と矛盾する規則および規定は無効とする。

国民会議議長

[署名および捺印]

パニー・ヤートートゥー